

平成25年10月8日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 中本昌宏

平成25年(ハ)第94号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成25年9月17日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、49万4,361円及びうち40万9,258円に対する平成25年5月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 請求原因の要旨

- 1 被告は貸金業者であり、原告はその顧客である。
- 2 原告と被告は、別紙計算書のとおり金銭消費貸借契約に基づく取引を継続して行った（以下「本件取引」という。）。
- 3 原告は、上記金銭消費貸借契約に基づく利息の弁済にあたり利息制限法所定の制限利率を超える利息を支払ったため、過払金が発生している。
- 4 被告は、上記過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であるから、過払金に年5分の割合による利息を付して返還すべきである。

5 本件取引によって発生した過払金及びこれに対する利息は、次のとおりである。

(1) 過払金40万9258円

(2) 平成25年5月23日現在の未払利息8万5103円

(3) 上記過払金に対する平成25年5月24日から支払済みまで年5分の割合による利息

第3 理由

1 被告は、本件口頭弁論期日に出頭しないが、陳述したものとみなした答弁書及び準備書面において、次のとおり主張している。

(1) 被告は、昭和58年11月1日より施行された貸金業法17条1項及び18条1項に規定する書面を交付する十分な態勢を常に整備し、同法の施行から現在に至るまで、各消費者に対し、各取引毎に、かかる書面の交付を行っている。したがって、被告は、貸金業者として、各消費者に対し、各取引毎に、適法に同法17条1項及び18条1項に規定する所定の書面を交付していると認識していたのであり、また、そのように認識するに至ったことについて、やむを得ないといえる特段の事情がある。

よって、被告は、民法704条の「悪意の受益者」ではない。

(2) 仮に、被告が悪意の受益者と評価されたとしても、利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。

(3) また、仮に被告が悪意の受益者であっても、過払金に対して発生する利息を新たに発生した借入金債務に充当することは失当である。

(4) 顧客より受領した制限超過利息の一部については、既に税金の支払によって消滅しており、利益は現存していないのであるから、被告は、その余の現存する利益についてのみ原告に返還義務を負うに過ぎない。

2 本件取引について

被告が貸金業者であることは当事者間に争いがなく、また、証拠（甲1）に

よれば、請求原因の要旨2の事実が認められる。

3 悪意の受益者について

- (1) 最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決が説示する民法704条の「悪意の受益者」であるとの推定を覆す「特段の事情」については、みなし弁済の適用要件に係るその時々最高裁判決等を踏まえ、被告において、その要件事実のすべてを主張立証できないとしても、みなし弁済が成立すると認識していたのも無理はないと思わせる程の証拠と理由付けが提出されてこそ、みなし弁済の適用があると認識したことについて合理的で相当な「特段の事情」があったといえるのである。
- (2) しかし、被告は、当時の貸金業法43条1項が規定するみなし弁済の適用要件のうち、同法17条書面の交付及び同法18条書面の交付に関しては、変遷する判例に従って基本契約書等の改訂を行ってきたと主張するのみで、当該顧客ごとの個別の当時の資料（契約書控えやATM明細書の控え）の提出は不要であるとして、本件取引における同法17条書面の交付及び同法18条書面の交付に関する具体的な主張立証をしようとしないのであるから、上記「特段の事情」があったと認定することはできない。
- (3) したがって、被告において制限利率を超える利息を受領していたことの認識があった以上、被告は、本件過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるのであって、過払金に民法所定の年5分の割合による利息を付して返還すべきである。

4 過払利息の発生時期について

民法704条によって過払金に利息が付される趣旨は、利得財産である過払金からは法定利息と同程度の付加利益が生じるのが通常であり、これを損失者である借主からみれば、いわゆる得べかりし利益の喪失になるので、それを併せて返還させることにしたのであり、したがって、貸主において過払金の取得があれば、その時点から当然に利息が発生するのであって、その発生時期は、

過払金返還請求権の権利行使の可否によって左右されるものではないのである。過払利息は過払金の発生と同時に発生することは、最高裁平成21年(受)第1192号同年9月4日第二小法廷判決によって明らかにされているところであり、被告は、過払金が発生した都度その過払金に利息を付して返還すべきである。

5 過払利息を新たな借入金債務に充当することの当否について

被告は、いわゆる「過払金充当合意」を認めた最高裁平成21年1月22日第一小法廷判決等をあげて、これらの最高裁判決は、過払金元金の充当とは別に、過払利息を新たな借入金債務に充当することの当否については何ら明言しておらず、むしろ、過払利息は新たな借入金債務に充当されないことを前提としているものと考えられるのであり、したがって、本件においては、過払利息についての充当合意が存在しないのであるから、過払利息を新たな借入金債務に充当する法的根拠は存在しないと主張する。

しかし、「過払金充当合意」とは、当事者間の明確な意思表示によるものではなく、「同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において、借主がそのうちの一つの借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を任意に支払い、この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が残る場合、この過払金は、当事者間に充当に関する特約が存在するなど特段の事情のない限り、弁済当時存在する他の借入金債務に充当されると解するのが相当である。」（最高裁平成19年6月7日第一小法廷判決）との考慮に基づいて認められた充当であり、したがって、その都度発生した過払金元金だけでなく、過払利息も合わせて充当されると解するのが相当である。

6 過払金の減額について

本件過払金の取得につき被告が悪意の受益者であることは上記3のとおりであるところ、善意の受益者であることを前提として、現存利益の返還で足りるとす

る被告の上記1(4)の主張は、その前提を欠くものであり、失当である。

7 本件過払金及び利息について

本件取引において原告が支払った利息を利息制限法所定の制限利率に引き直して充当計算をすると、次のとおりの過払金及び利息が発生していることが認められる（別紙計算書）。

(1) 過払金40万9258円

(2) 平成25年5月23日現在の未払利息8万5103円

(3) 上記過払金に対する平成25年5月24日から支払済みまで年5分の割合による利息

8 よって、原告の請求は理由があるので、主文のとおり判決する。

なお、被告申立ての仮執行免脱宣言ないし仮執行開始時期の指定は、いずれも相当でないからこれを付さないこととする。

岩国簡易裁判所

裁判官 岸 本 廣 重

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 2 5 年 1 0 月 8 日

岩国簡易裁判所

裁判所書記官 中 本 昌 宏

